

## 学校の自律性と責任 <国際動向>

### ——課題設定——

以下に掲げる3つの論考は、日本よりも早い時期から「学校の裁量権限の拡大」の施策や論議を進めてきている3つの国をとりあげて、「学校の自律性と責任」にかかわる各国の政策・論議の動向を検討しようとするものである。対象国は、アメリカ、ドイツ、オーストラリアの3国である。

日本で「学校の自律性と責任」の問題が緊迫感をもって学校関係者の関心事項となったのは、ごく最近である。それが、1997年以降の「通学区域の弾力化」の奨励・推進や1998年9月の中教審答申、あるいは「特色ある学校づくり」や「総合的な学習の時間」導入を打ち出した学習指導要領の改訂など、いわゆる「学校の裁量権限の拡大」を志向する諸政策を契機としていることは言うまでもない。

こうした政策上の動きと、それにかかわるさまざまな論議において、「学校の自律性と責任」の捉えなおしはきわめて重要である。しかしながらそれは、決して単純で容易なことではない。公教育の権限と責任をめぐる国・地方自治体・学校の関係、地方自治体と住民との関係、学校と保護者・子どもとの関係など、論点は多岐にわたる。それら相互の整合的な関係づけは、政策的にも研究的にも依然として重要な課題だといえよう。また、そうした諸関係は、学校の内部組織及び経営のありようにも少なくない影響を及ぼすに違いない。したがって、校内における校長・教頭と教員、あるいは保護者・子どもとの関係などの捉え直しも、見過ごせない課題となる。

ここでは、そのような日本の現状を踏まえつつ、学校の裁量権限の拡大という点で同様の指向性をもつ施策や論議をすでに十年あるいはそれ以上前から展開してきた3つの国の動向を考察したい。

アメリカでは、1980年代半ば以降、学校裁量権限拡大への論議と施策が活発化した。それは、学校レベルにおける意思決定の共同化、学校選択制の拡大、民間企業への委託など、こんにち、多様で多次元的な様相を示している。ドイツでは、必ずしも制度や組織の具体的改革が進行しているわけではないが、1990年代になって学校の自律性に関する論議は活発化している。また、オーストラリアでは、1990年代以降、各州および直轄区において、自律的学校経営の政策が導入・実施されてきた。そこでは、学校審議会の設置、学校への権限・責任の委譲、アカウンタビリティ政策がその重要条件を成している。

もとより、各国における施策と論議には、それぞれに固有の背景・経緯と文脈がある。したがってすべてを同一の指標や観点で分析することは難しく、場合によってはナンセンスでさえある。そこで、本特集ではむしろ、各国の独自の文脈に基づいて、それぞれの動向を整理し考察することに力点を置きたい。

(筑波大学 浜田博文)